

○湖北環境衛生組合情報公開条例

〔 令和5年3月22日
条例第2号 〕

湖北環境衛生組合情報公開条例（平成30年条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、情報の公開を請求する住民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、住民参加による開かれた組合行政の実現を図り、住民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な組合行政の発展に寄与することを目的とする。

（準用）

第2条 情報の公開については、石岡市情報公開条例（平成17年石岡市条例第16号）の例による。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。